○経済産業省告示第三百十一号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、キューバ共和国の用いる監督用又は証明用の記号を次のように指定したので、告示する。

平成二十一年十月二十七日

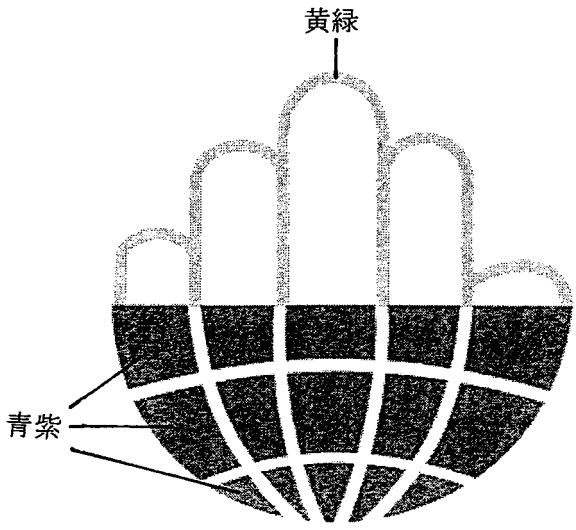
経済産業大臣　直嶋　正行

一




工業、農業、林業、科学、観光業及びサービス業において提供される商品及び役務

二




全商品及び全役務

○経済産業省告示第三百十二号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、イタリア共和国の紋章及び記章を次のように指定したので、告示する。

平成二十一年十月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

一

